

感 対 第 5 1 2 号
令 和 4 年 6 月 3 0 日

一般社団法人埼玉県医師会
会長 金井 忠男 様

埼玉県保健医療部長 山崎 達也
(公 印 省 略)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項
及び第14条第2項に基づく届出の基準等について (一部改正)

本県の保健医療行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り、厚く
お礼申し上げます。

標記の件について、今般、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する
法律施行規則の一部を改正する省令 (令和4年厚生労働省令第102号) が公布
されたことに伴い、届出通知における新型コロナウイルス感染症の発生届出の
改正がありました。

つきましては、改正の内容を御了知いただき、貴会員の医療機関あて周知いた
だきますようお願いいたします。

記

1 改正概要

別記様式6-1 (発生届) について、次の改正を行うもの。

- ・ 「当該者職業」、「当該者住所」、「症状」、「診断方法」、「初診年月日」、「感染したと推定される年月日」、「感染原因・感染経路・感染地域」、「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての時限的・特例的な取扱いによる電話や情報通信機器を用いた診療の有無」を削除した。
- ・ 「性別」欄の選択肢に、「その他」を追記した。
- ・ 「届出時点の重症度 (「新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) 診療の手引き」による。)」欄の選択肢に、「無症状」を追記した。
- ・ 「重症化のリスク因子となる疾病等の有無」欄の選択肢に、「心血管疾患」及び「脳血管疾患」を追記し、当該欄の選択肢の「慢性閉塞性肺疾患 (COPD)」を「慢性呼吸器疾患 (COPD等)」へ変更した。
- ・ その他、所要の改正を行った。

2 適用日

6月30日より適用する。

感染症・新型インフルエンザ対策担当

TEL：048-830-3557

Email：a7500-13@pref.saitama.lg.jp